

## 前橋地方裁判所委員会（第13回）議事概要

1 日時 平成20年3月10日（月）13：30～15：30

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

赤石あゆ子，飯野眞幸，大澤克博，大橋寛明，大橋慶人，北村幸雄，久我泰博，倉田恵美子，小林敬子，鈴木叡，染谷典久，高橋勉，宮崎かおる，山口幸男，吉田博視

（事務局担当者）

民事首席書記官平澤憲雄，刑事首席書記官船戸良和，事務局次長福永浩之，総務課長助川政浩，総務課課長補佐押田美由貴

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判員制度～裁判員選任手続を中心として～」）

5 議事経過

意見交換に先立ち，完成した増築棟及びIT機器が整備された裁判員法廷の見学を行うとともに，委員会事務局から模擬選任手続の工夫例，裁判員制度の広報について説明を行った。

（委員）

3月17日に計画されている模擬選任手続で11人が辞退を申し出ているが，主な理由を教えてください。

（事務局担当者）

呼出しを取り消したのは4名で，そのうち3名が年齢70歳以上ということであり，もう1人は入院中で参加することが無理であった。それ以外の辞退事由は，仕事上の関係が多く，会計年度末ということ忙しいという意見が多数あった。

（委員長）

裁判所が行ってきた広報活動を紹介したが，いろいろとやってみたものの人は簡単には集まらない。かなり苦労しているというのが実情である。

（委員）

裁判員制度という非常に難しい問題があり，関心の度合いが個人によって大きく違う。国民の義務という感覚の人もいれば，仕事が忙しければ辞退できるととらえている人もいる。裁判所は広報活動を非常に一生懸命やっているという印象は受けているが，扱っているもの自体が難しく簡単にはいかない。出張・来庁講義やイベントをやっているが，参加する方はもともと関心が高く興味のある人である。関心の薄い方にも知っていただく，少しでも理解をしていただく活動が本来の広報という仕事だと思う。簡単なことではないが，集まらないからと逃げてしまうのではなく，本来の広報である関心の薄い方にも目を向けてもらう努力は続けなければならない。特に，導入までの間は，一層マスメディア等の目に触れる機会を増やし，続けるしかないし，反面，長期的視野に立った広報というのも必要だと感じている。

（委員長）

広報誌「ぐんま広報」は県の情報を載せるためのものだが、1ページを使って裁判員制度を載せていただいた。これは、裁判所、検察庁、弁護士会の長が知事に、裁判員制度の広報などについて県に協力いただきたいということをお願いし、ようやく実現できた。

(委員)

裁判員制度について、裁判所に直接問い合わせの電話というのはあるのか。

(事務局担当者)

希に裁判員制度に関する質問があるが、問い合わせの多くは裁判員制度についての説明をしてもらいたいという見学の依頼である。

(委員長)

見学に来た方には、希望がなくても裁判員のことは宣伝しており、広報用のQ & Aを配ったり、求めがあれば出かけていくこともしている。これは裁判所だけではなく検察庁も非常に熱心にやっている。

(委員)

県内のNPO活動をしているところを通じたり、動員数が多い、例えば、高崎や太田の青年会議所や商工会議所、PTAはどうか。個人を目標に広報活動をするのは難しい。全体として人数が固まっているところを目がけて活動をしていくべきである。

(委員長)

実は、高崎の青年会議所と話を進めており、明後日、私が、裁判員制度について、30分ぐらい話をするという企画がある。そういう機会をできるだけ増やしたいと思っており、いろいろな団体があると思うので、さらに努力したい。

(委員)

出張・来庁講義について、大企業の割には(参加人数が)10人程度というところがあるが、なぜなのか。

(事務局担当者)

来庁講義で法廷傍聴とセットになっている場合に、法廷に入る人数を調整し、何回かに分けて実施しているということがある。

(委員)

実際に(裁判員制度が)始まって問題が起こり、テレビで報道されたときに初めて、このようなものが今行われていて、ひょっとして自分のところにくるのかと思うのではないか。事前に(広報活動を)やってもピンとこないところがあり、準備万端というまでにはならないのではないか。地方裁判所でやるのは限りがあり、やはり国としての広報をきちんとやらせようというのが一番PR効果があると思う。多分国でもやっているとは思いますが、もう少し積極的にやらせてもらってもいい。

(委員長)

最高裁判所として、例えば映画をつくるとか、上戸彩さんをキャラクターにして広報用チラシを作ったり、ホームページを開設し、新聞で1ページ広告を打つということを行っている。

(委員)

社会に対して影響力のある団体に向けてというのは的確な意見だと思う。「ぐんま広報」に1ページというのかなりスペースであり、前橋市の場合では「広報まえばし」とともに全戸配布されるのでかなり効果的である。問い合わせがほとんどないということは、目は通しているが質問という積極的に動くところまでいっていないのではないかと。効果が測れないから意味がないということではなく、幅広く県民、市民が目にするという機会を活用した方がいい。前橋市の「広報まえばし」は、月2回発行で、1回当たり13万1000部発行しており、直接(裁判員制度の記事を)構成することが一番お金がかからないが、それが無理であればパンフレット等を13万部程用意できれば、手続的には煩雑であるが、地区の行政自治委員をお願いをして、一緒に配布できる。今年1月1日に上毛新聞に裁判員制度、国民参加の司法活動という記事が載り、賛成の立場から評論家の吉永みち子さん、反対の立場から新潟大学の西野喜一さんがコメントをしていたが、非常に議論として読み応えがあり、絵入りで、図解を駆使して分かりやすくなっていた。幅広く広報するのであれば文字ではなくて分かりやすさということも大事な観点だと思う。

(委員)

県庁の人権課との会議があったが、人権課は、女性団体、男女共同参画の関係をしている。そこが年1回イベントを行うときに各市町村の職員が500人くらい集まったので、そういうネットワークを使ったイベントを開催した方がいい。女性団体では、一番大きいところだと婦人団体連合会等があるが、女性はまめに動くので、いい話なら人がけっこう集まる。また、県庁の広報で「ぐん！とGUNMA」をメール配信しているが、そこに裁判所のお知らせを入れれば全県下に伝わり、見る方は多いと思う。新聞と県庁のメールマガジンは読んでいる人が多く、私もそういうものを使って広報活動をしていたが、新聞以上に反響が大きい場合がある。新聞の行事予定、県庁のメールマガジン、そして女性団体などに働きかければ、これまでの人数の何倍かを動員できるのではないかとと思う。

(委員長)

すべての市町村というわけではないが市町村広報紙に、できる限り載せていただけるようお願いし、前橋市を含めてミニフォーラムについても載せていただいた。また、婦人団体への協力依頼についても、いろいろな機会に、主に婦人団体連合会に御協力いただくこともあった。みなかみ町のミニフォーラムが一番集客できているというのは、婦人団体をお願いしたものである。幾つか試みているが、行ってみようかと思うテーマでない受け止め方であり、実際に来場された方から、御自分は非常に興味を持って会場に来てみたら、これだけしか来ていないのは何ですかと聞かれて答えに困ったことがある。広報で裁判員をやりますからというだけでは、結果に結びついていないというのが悩みである。県庁のメルマガについては工夫してみたい。

(委員)

群馬県以外でも広報活動はやっていると思うが、例えば、ミニフォーラムは、都市規模にもよると思うが全国的にどういう状況か。

(委員長)

兵庫県の神戸地裁などでは、各会場100人前後は集まっているようだが、地域性もあるかと思う。おそらく群馬の規模の裁判所では、そんなに大きな違いはないのかもしれない。

(事務局担当者)

同規模の庁では、なかなか数字に結びついていないという状況もある。人が集まったところの方策を参考にしているが、なかなか地域性、それから人口の関係もあるのかもしれないが、思うように集まらないというのが現状である。

(委員)

群馬テレビでは、憲法週間と法の日週間に「あさいち・朝生・情報通」という番組に裁判所担当者に出てもらってPRをさせていただいた。何かイベントがあるときは、行事が行われたというニュースより、事前告知の方が効果があると思う。大事なことはイベントで動員ができたことよりも、対象となる県民の人たちが、「ぐんま広報」に書いてある5項目ぐらいのことはもう知っているよということではないか。裁判員制度がいつ始まるのか、なぜ必要か、どういう仕組みでどう選ばれるのかという、そういう理解を深めていくということが大事なことだと思う。集まりが少なかったから問題があるということではなく、理解を深めていく場としてどうしたらいいかということが大事なことだ。

(委員)

確かに裁くというのは、一般人に関してはだれも歓迎していないのが実情だと思うが、これまで出された対象先について、自信を持って1年間集中的にやることによって、なぜこの制度があるのか少しでも理解してもらおうことや、(広報の)対象とする分母を大きくすることによって結果が増えていくことに自信を持ってやるのが大事だと思う。

(委員)

新潟では裁判員制度を先に延ばすというようなことがあるようだが、そのようなことが自治体によってできるのか。

(委員長)

新潟の弁護士会が裁判員制度の施行を予定されているよりも先に延ばすべきだという決議をしたようであるが、新潟県だけ遅らせるということはできない。これまでの活動は、基本的には続けていきたいと思うが、裁判所が企画、広報をして人を集めるということが結果として難しいということがある。出張・来庁講義については、例えば、8月の「JA前橋市所属の生産者400人」というのは私が行ったが、年1回のJA前橋市生産者大会では、毎年講演を行っているということなので、そのテーマとして裁判員を取り上げていただいた。取り上げたいテーマの1つとして裁判員というものをイメージしてもらうことができれば、そういう機会にこちらから出向いていく形の広報の方が人数という意味では効果が大きいと感じており、そういう機会が増えていけばいいと思う。

(委員)

私は、最高裁で作ったDVDや弁護士会の冊子を使った授業を行っている。DVDは時間が長く、生徒が見られないためストーリーだけで行うこともあった。弁護士会のコミック冊

子は生徒に大変好評で、45分授業でできる。私の授業は高校1年生が多いが、冊子を使って裁判員制度がどういうものかというのを頭に入れてもらって実際にコミックのストーリーを読ませて意見を言わせる。そうすると授業が終わった後、7割ぐらいが裁判員をやってもいいということで、今の世論と逆の状況である。あの冊子を見て非常につくり方がうまいと思う。「ぐんま広報」で1ページもらったということは画期的だが、ターゲットをどの辺に置いているのか。現状では対象が絞れない部分があるのではないか。出張・来庁講義は学校関係も多く、どういう層が聞いているかによって話は変えていると思うが、出す資料や講義内容を工夫すれば学生層にも浸透していく。生徒たちも4、5年すれば裁判員の対象になるので、ターゲットを絞ったきめ細かい広報活動をしてもらいたい。

(委員)

弁護士会では法教育で中学校、高校に出張・出前という形で、模擬裁判的なものや例題を出して考えてもらうというような活動を行っている。また、裁判員制度については法曹三者共通の重要な課題であるので、役所である裁判所、検察庁と総力を挙げてやっていこうという姿勢であり、今までのイメージからすると異例である。役所のやることは、おのずから限界もある。検察庁と提携関係にある警察署、交番は、各市町村にあるので、各警察に依頼して広報的なことをやることができればいいと思う。

(委員長)

群馬テレビ、上毛新聞だけでなく、記事として裁判員制度が取り上げられることが多くなり、全国紙でも連載を含め記事が増えている。そういうことを通じて裁判員制度の関心も少しずつ高くなっていくことを期待している。そうであれば、こちらから打って出るだけではなく、裁判員制度について話をしてくれないかと声がかかることが増えていくのではないかと期待している。こちらからもいろいろな機会に出向いて話をするという姿勢であり、例えば、学校関係でも小中学校のPTA会長の研修会に少し時間をいただいて話をするということになっている。そういう機会をできるだけ増やしていきたいと思う。

裁判所委員から裁判員制度の準備状況について説明をした。

(委員)

裁判員制度が始まるという周知広報については、ほとんど知っているのではないかと。中身についての説明広報について足りないということで、検察庁では説明広報をやっている。全職員が広報官ということで、草の根広報というものをそれぞれの地域でしているが、それとは別に説明広報というものも申し出を受け、検察官あるいは職員がやっている。ビデオを30分見てもらい、その後1時程度説明を行うということをやっているが、質問の内容は変わっていない。最近検察庁で説明広報をやったときに出た質問は、裁判員になって本当に大丈夫なのかという質問であった。裁判員の姿を見せないようにできないものかなど、いろいろ議論があったが、そのようなことについても心配している声があるので、意見があれば考えていかなければいけないのではないかと考えている。

(委員長)

今の点は、講演等で必ず出る質問の1つである。本当に裁判員に被害が及びそうなことが

予想される事件は裁判員裁判の対象から外すということは認められているので、事前に予測できるものは対象にしない。それ以外は、法廷で顔を見られるということは今のところ仕方がないが、名前は出ない。報道用の法廷の映像、写真も裁判員が入った状態では写さないという前提である。職業裁判官が顔や名前も出して刑事裁判を長年やっているわけだが、実際に裁判官が何か被害を受けるということは希有であるから、心配はありませんと対応している。

企業訪問では、できるだけいろいろなところに出かけて行って制度の説明をし、例えば、従業員が候補者や裁判員になったときに企業として理解、協力していただきたいということをお願いする。あわせて模擬手続を実施するために協力していただける方の名簿をいただきたいということを企業、あるいは個人に働きかけをしている。

(委員)

訪問した企業の中で、有給休暇制度を取り入れているところはあるのか。

(委員長)

驚いたのは戦前からの決まりの中に陪審員の有給休暇の定めがあって、裁判員になればこの規定を適用しますという話があった。企業訪問では、そういうことも必ず企業の協力の中身としてお願いしている。それぞれの業種によって1年で一番忙しいときはどういうときか、そのときに従業員から1, 2人候補者となる人が出たら出頭は難しいかなどいろいろ尋ねて、どういう業種のどういう職種の方がどの時期に出てくるのが難しそうかということができる限り情報を集め、本番の選任手続ができるだけ短時間で終わるようにしたい。また、本当に忙しい方については、裁判所に来る前に申し出があれば、来なくて結構ですという取扱いをする基礎となる資料を集めている。日常の業務をやりながら訪問をしているので、難しいところもあるが、施行までの間の限られた時間、頑張ろうと考えている。

(委員)

「ぐんま広報」Q & Aの3番目に「裁判員となるために仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？」とあり、これは国の法律で禁止されているということだが、企業側の立場からすれば、就業規則の改変なりがセットでないとバランスが悪いと思う。そういう観点から就業規則のモデル条文として、例えばこういうものを導入するとよいとか、こういうケースもあるというものを企業訪問の際の資料としてもらいたい。この辺を検討してもらえば非常に理解が深まるし、社員も話を聞く。就業規則を変えることについてピンとこないという状況だと思うので、そのようなアプローチも検討してもらいたい。

(事務局担当者)

就業規則のモデルについては、インターネットでも既に掲載されているものもある。特別休暇を認めるかどうか、認めた場合に有給とするか無給とするかが問題点である。それで、訪問した際には、最高裁判所としては経団連等を通じて、できるだけ労働者に有利な休暇を創設するようにお願いしているところであることを説明し、例えば、東京電力やトヨタ、常陽銀行、千葉銀行などでは(就業規則で)制定されているという説明をしている。群馬県内では、特別休暇をつくったというのは……。

(委員)

群馬銀行にはあります。

(委員)

群馬銀行とか大きい企業は別に心配ないが、実際に候補者になる方は、例えば非常に小さい規模の企業に勤めている方もかなりの確率でいる。現実の問題なのが、自分の意思以外に役員の意識というものに影響されて心理的な圧力があって出られないとか、そんな話は聞いたことがないということで断ってくるということが予想される。それを回避するためには、社会保険労務士とか接点のある立場の方々から自然にアプローチしていく。聞いたことがない話よりも以前聞いたということであれば、何とかしなければいけないという状況になると思うので、そういう環境づくりが大事だと思う。

(委員)

大企業はいいが、問題はやはり中小企業である。そういう場合に死活問題になる場合もある。中には有給休暇を消化させようかと考える経営者もいる。

(委員長)

前回と今回2回続けて裁判員のことを取り上げたが、とりあえずここで区切りをつけさせていただくこととしたい。

次回のテーマとしては、簡易裁判所について取り上げさせていただくことを考えているが、それでよろしいか。

(各委員異論なし)

以上